

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人産業雇用安定センター（以下「センター」という。）定款第45条第2項の規定に基づき、賛助会員に関する事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 賛助会員は、センターの目的に賛同し、賛助会員入会申込書を理事長に提出した団体又は企業若しくは個人とし、入会の可否は、理事長が決定する。

(特典)

第3条 センターは、賛助会員に対して、随時労働力需給状況に関する資料を提供するほか、センターが発行する刊行物を提供するものとする。

(会員の種類)

第4条 賛助会員の種類は、次のとおりとする。

- 一 団体会員 事業主団体
- 二 全国企業会員 全国的な規模で事業所を有する企業又は特に全国企業会員になることを希望する企業
- 三 地方企業等会員 一つの都道府県内で事業を営む団体、企業又は個人

(会費)

第5条 賛助会員は、その種類ごとに、毎会計年度、次に掲げる賛助会費をセンターに納入しなければならない。ただし、会計年度の下期に入会する者の賛助会費は、当該年度に限り、年額の2分の1の額とする。

- 一 団体会員 1口年額 50,000円 1口以上
- 二 全国企業会員 1口年額 20,000円 1口以上
- 三 地方企業等会員 1口年額 10,000円 1口以上

(賛助会費の用途)

第6条 前条の賛助会費は、その20%以上をセンターの公益目的事業費として使用するものとする。

(退会)

第7条 賛助会員を退会しようとする者は、賛助会員退会届出書により理事長に届け出るものとする。ただし、退会時の属する年度の賛助会費は、返還を求めることができない。

(理事会への報告)

第8条 理事長は、理事会に賛助会員の入会員等の状況を報告しなければならない。

(細則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が細則で定める。

附 則

この規程の改正は、公益財団法人産業雇用安定センターの設立登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年3月24日から施行する。
- 2 制定 昭和62年 3月24日
改正 昭和63年 3月17日 管 第175号
改正 平成 5年 3月23日 管 第312号 (施行 平成 5年 4月 1日)
改正 平成 8年10月24日 総 第194号 (施行 平成 8年 7月 1日)
改正 平成15年 3月28日 総 第666号 (施行 平成15年 4月 1日)
改正 平成25年 4月24日 総 第 75号 (施行 平成25年 4月 1日)